

文京区日常生活用具給付事業実施要綱

- 18文福障第1105号平成18年9月29日 制定
- 18文福障第2062号平成19年3月12日一部改正
- 19文福障第2206号平成20年3月28日一部改正
- 20文福障第 540号平成20年7月 1日一部改正
- 20文福障第2183号平成20年3月31日一部改正
- 22文福障第 11号平成22年4月 1日一部改正
- 22文福障第2610号平成23年3月31日一部改正
- 23文福障第2729号平成24年3月30日一部改正
- 24文福障第2659号平成25年3月26日一部改正
- 25文福障第 809号平成25年7月16日一部改正
- 25文福障第11275号平成26年3月31日一部改正
- 27文福障第2612号平成28年3月31日一部改正
- 28文福障第2857号平成29年3月31日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区地域生活支援事業実施要綱(平成18年9月27日18文福障第 1070号)第2条第6号に規定する日常生活用具給付事業(住宅設備改善給付(居宅生活動作補助用具を含む。))及び点字図書の給付を除く。以下「事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 この要綱による事業は、区の区域内に居住する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児(以下「障害者等」という。)に対して、日常生活上の便宜を図るための用具(以下「用具」という。)の給付を行う。

(対象者)

第3条 事業の対象とする者(以下「対象者」という。)は、別表に規定する種目の区分に応じ、当該区分に規定する対象者及び区長が特に必要があると認めた者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。

- (1) 現に障害者支援施設(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園を含む。)に入所している者
- (2) 現に救護施設、養護老人ホーム等に入所している者
- (3) 現に医療機関に入院している者

2 前項ただし書の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる者を対象とすることができる。

- (1) 事業の利用により退所若しくは退院が可能となる者
- (2) 区長が特に必要があると認めた者
- (3) 短期間の入院の者
- (4) T字状・棒状のつえ、頭部保護帽、点字器、人工喉頭、収尿器、ストマ用装具又は紙おむつの給付に係る申請をする者
(対象となる用具の種目、基準額等)

第4条 事業において給付する用具の種目、性能、耐用年数及び基準額は、別表に掲げるとおりとする。

(申請)

第5条 事業の利用を希望する障害者等（以下「申請者」という。）は、文京区日常生活用具給付事業利用申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）により区長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 治療方法が確立していない疾病その他特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「難病患者等」という。）は、前項の申請書に加え、申請日前3か月以内に発行された医師の診断書（別記様式第1号の2）を区長に提出するものとする。ただし、区長が診断書の提出を不要と認めた場合は、この限りでない。

(利用決定等)

第6条 区長は、前条の規定による申請について、申請者の健康状態その他必要な事項を調査し、事業の利用を適当であると認めたときは文京区日常生活用具給付事業利用決定通知書（別記様式第2号）により、事業の利用を不適当であると認めたときは文京区日常生活用具給付事業利用却下通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知する。

- 2 事業の利用決定を行ったときは、日常生活用具給付券（別記様式第4号）を申請者に交付し、併せて当該日常生活用具を供給する委託業者に対して日常生活用具給付委託決定通知書（別記様式第5号）を交付する。

(用具の給付)

第7条 同一世帯において共用できる用具については、1の世帯につき1の種目の給付を行うものとする。

- 2 別表に規定する耐用年数を経過する前においては、既に給付を受けている用具と同一の用具の再度の給付を受けることができない。ただし、区長が必要と認めたときは、この限りでない。

(利用者負担)

第8条 事業を利用する者（以下「事業利用者」という。）が負担する額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

- (1) 用具の給付に要する費用の額

(2) 別表に掲げる種目に応じた基準額(用具の給付に要する費用の額が基準額を下回る場合にあっては、その額)の100分の90

(他の法令等による給付との調整)

(3) 別表に掲げる種目のうち、ストマ用装具及び紙おむつの給付に要する費用については、前号の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の100」とする。

第9条 当該障害者等がその状態につき、介護保険法(平成9年法律第123号)その他の法令に基づく給付等により、国又は地方公共団体の負担において、日常生活用具の給付に相当する給付等が行われるときは、その範囲において行わない。

(譲渡等の禁止)

第10条 利用者は日常生活用具を、その給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(費用の返還)

第11条 区長は、偽りその他の不正な手段により用具の給付を受けた者があるとき、又は前条の規定に反して譲渡等をしたときは、その者に当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(利用者負担に係わる特例措置)

2 事業利用者が負担する額は、第8条に規定する額(用具の給付に要する額が別表に掲げる基準額を上回る場合にあっては、基準額の1割の額)に法第76条に規定する補装具の購入又は修理に要する費用の1割の額及び文京区身体障害者(児)住宅設備改善給付事業実施要綱(60文福第625号)第6条に規定する額(用具の給付に要する額が別表に掲げる基準額を上回る場合にあっては、基準額の1割の額)を加えた月額につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を上限額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 37,200円

(2) 市町村民税世帯非課税者(事業利用者及び事業利用者と同一の世帯に属する者(事業利用者が障害者であるときは、その配偶者に限る。))が事業のあった月の属する年度(事業のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)を課されない者(文京区特別区税条例(昭和39年12月文京区条例第44号)の規定に基づき当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該

市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。) である場合における事業利用者をいう。) 又は事業利用者及び事業利用者と同一の世帯に属する者が事業のあった月において被保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者をいう。)若しくは要保護者(同条第2項に規定する要保護者をいう。)である者 零
(給付に要する費用に係る特例措置)

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 平成20年7月1日以前の費用の納入に係る改正前の文京区日常生活用具給付事業実施要綱付則第2項の適用については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の日以前の費用の納入に係る改正前の文京区日常生活用具給付事業実施要綱付則第2項の適用については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の日以前の費用の納入に係る改正前の文京区日常生活用具給付事業実施要綱付則第2項の適用については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の日以前の費用の納入に係る改正前の文京区日常生活用具給付事業実施要綱付則第2項の適用については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日以前の費用の納入に係る改正前の文京区日常生活用具給付事業実施要綱付則第2項の適用については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際、改正前の文京区日常生活用具給付事業実施要綱に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月16日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前の費用の納入に係る改正前の文京区日常生活用具給付事業実施要綱付則第2項の適用については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の文京区日常生活用具給付事業実施要綱に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前の費用の納入に係る改正前の文京区日常生活用具給付事業実施要綱付則第2項の適用については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の文京区日常生活用具給付事業実施要綱に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前の費用の納入に係る改正前の文京区日常生活用具給付事業実施要綱付則第2項の適用については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の文京区日常生活用具給付事業実施要綱に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前の費用の納入に係る改正前の文京区日常生活用具給付事業実施要綱付則第2項の適用については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際、改正前の文京区日常生活用具給付事業実施要綱に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。